

企画競争公告

次のとおり企画競争に付します。

令和1年7月11日

全国健康保険協会島根支部
支部長 大塚 正 明

1. 企画競争に付する事項

- (1) 調達件名 令和元年度 糖尿病等重症化予防指導等業務委託
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加)において、「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近1年間について保険料に未納がないこと(健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと)。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について、国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がないこと。
- (7) 全国健康保険協会等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 全国健康保険協会等から損害賠償請求を受けていない者であること。
- (9) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかを取得しているものであること。
- (10) 厚生労働省等が示す「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を熟知し、これに基づく介入方法を提案できること。
- (11) 過去に糖尿病性腎症予防プログラム実施の実績があること。
- (12) 「企画競争説明書」の項目3.(12)～(19)の条件をすべて満たすこと。

3. 契約者の選定

仕様書に基づき提出された企画書の内容について評価を行い、企画書審査会で最も高い評価を受けた一者を契約相手方として選定する。

4. 企画競争説明書及び仕様書の配布

- (1) 期間：令和1年7月11日(木)から令和1年7月22日(月)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日 8時30分から17時まで
- (2) 場所：〒690-8531 島根県松江市殿町383 山陰中央ビル2階
全国健康保険協会島根支部 企画総務グループ [担当：石飛]
TEL 0852-59-5140 FAX 0852-59-5354
なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。

5. 企画競争説明書等に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

- (1) 提出期限：令和1年7月18日(木)12時まで
- (2) 提出先：上記4(2)に同じ

(3) 回答 : 令和1年7月19日(金)17時までに電話またはFAXにて行う。

6. 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限: 令和1年7月22日(月)17時まで

(2) 提出先 : 上記4(2)に同じ

(3) 提出方法: 直接提出(持参)又は郵送とする。

郵送の場合は、書留郵便番号等到着状況を確認できる方法に限る。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 全額免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 企画書の無効 本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

(5) その他 詳細は企画競争説明書による。

【 参考 】

全国健康保険協会会計細則 ー抜粋ー

第25条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被補佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者。

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。